

## 証券取引法及び金融先物取引法改正の概要

- |                |   |
|----------------|---|
| 証券取引所等の株式会社化   | ⇒ 意思決定の迅速化、資金調達方法の多様化                   |
|                | ⇒ 多様なニーズへの対応、効率的で利便性の高いサービスの提供、国際的地位の向上 |
| 企業内容等の開示制度の電子化 | ⇒ 投資家等の企業情報への容易かつ迅速なアクセスの確保             |
|                | ⇒ 証券市場の活性化・効率化                          |

(21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環)

### 【証券取引所等の株式会社化】

1. 証券取引所及び金融先物取引所（以下「証券取引所等」という。）の組織形態に株式会社を導入する。

証券取引所等の組織形態として、従来の会員組織に加え株式会社を認めることとし、その際、株式会社が商法に基づき設立されるものであることに対応し、免許の仕組みを、証券取引所等の設立に対する免許から市場の開設に対する免許に変更する。

(改正前)

金融再生委員会 → 証券取引所等 {会員組織}  
設立の免許

(改正後)

金融再生委員会 → 証券取引所等 {会員組織又は株式会社}  
市場開設の免許

なお、現在、会員組織形態の証券取引所等に適用されている定款等についての認可制度や、検査・監督上の処分等は、株式会社形態の証券取引所等に対しても適用する。

2. 証券取引所等が公共的機能を適切に発揮できるよう、次の措置を講じる。

(1) 株式会社形態の証券取引所等に適用されるもの

- 資本の額が政令で定める金額（10 億円）以上でなければならないこととする。
- 何人も、発行済株式数の 5 %を超える株式を保有してはならないこととする。

(2) 株式会社形態の証券取引所等にも従来の会員組織形態の証券取引所等にも共通に適用されるもの

- 業務範囲は、市場の開設及びこれに附帯する業務とする。
- 会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）が法令等を遵守しなければならない旨及び法令等に違反した会員等に対し制裁措置を講じる旨を定款に記載しなければならないこととする。（自主規制機能の一層の明確化）
- 行政当局の監督については、定款等の変更命令に加え、業務運営・財産状況に関し監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

3. 証券取引所の株式の自市場への上場等についての承認制を導入する。

証券取引所又はその子会社が発行者である有価証券を、当該証券取引所がその開設する有価証券市場に上場しようとするときは、金融再生委員会の承認を受けなければならないこととする。（上場廃止についても同様。）

4. 会員組織から株式会社への組織変更に関する手続規定を整備する。

組織変更計画書の総会での承認、会員への株式の割当て、組織変更の金融再生委員会による認可等所要の規定を設ける。

5. 平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

## 【企業内容等の開示制度の電子化】

### 1. 有価証券報告書等の開示書類の提出、受理という一連の手続等を電子化

有価証券報告書等の提出等の手続について、オンラインにより行うことを認めることとし、書面による提出も認める一定の経過期間を設けた上で、平成16年6月1日以降原則義務化する。

#### (注) 電子化の実施時期

有価証券報告書、半期報告書等

平成13年6月1日から実施。

(平成16年6月1日以降、原則義務化)

有価証券届出書等

平成13年6月1日から平成14年6月1日までの間で政令で定める日から実施。

(平成16年6月1日以降、原則義務化)

大量保有報告書等

平成14年6月1日から平成15年6月1日までの間で政令で定める日から実施。

(電子化は任意)

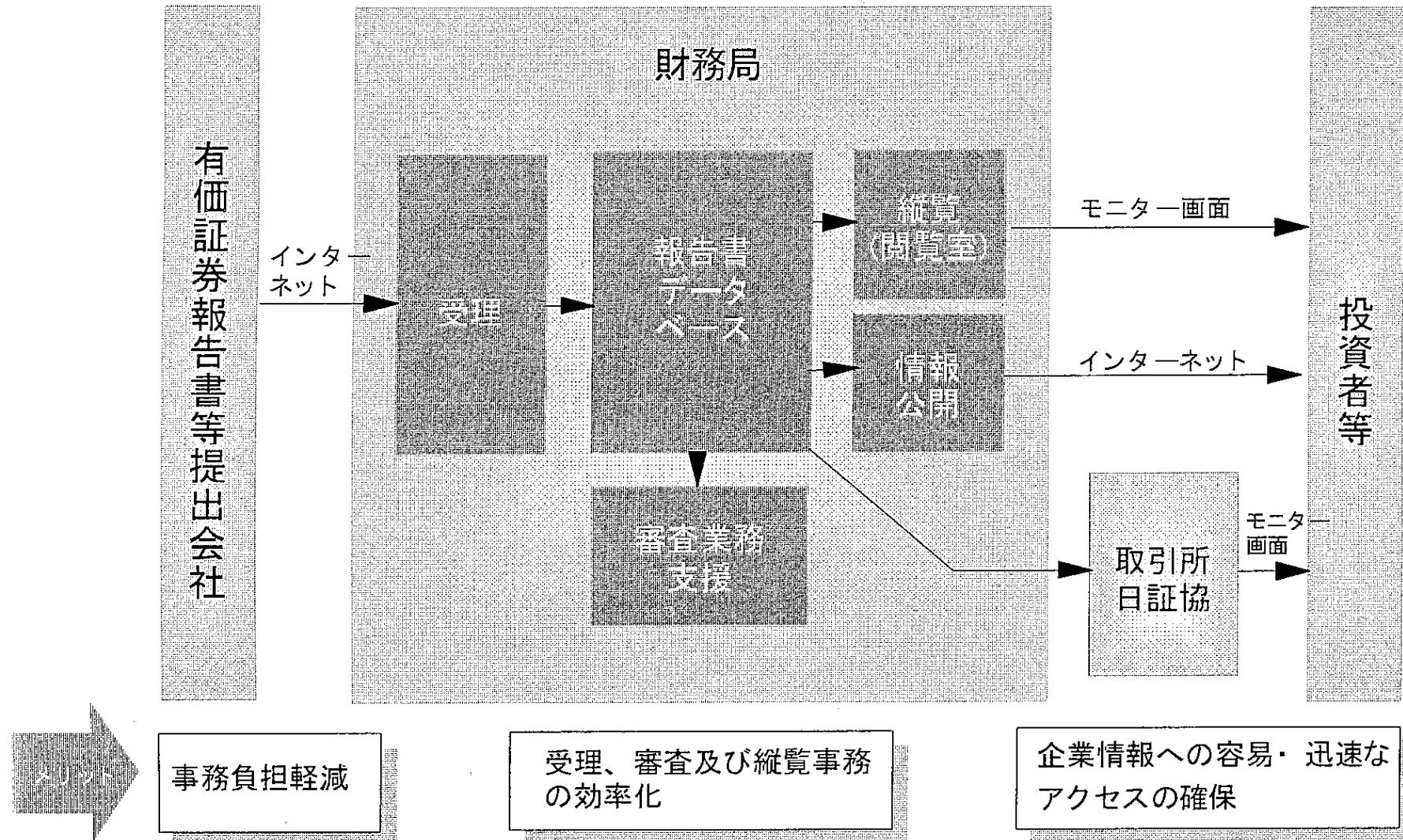
オンラインにより提出等の手続が行われた有価証券報告書等は、財務局、証券取引所等においてモニター画面により公衆縦覧に供するほか、提出会社において同様に公衆縦覧に供することができるとしている。

#### (注) 行政当局において、インターネットを通じた有価証券報告書等の情報提供も行う。

### 2. 目論見書等の交付等の電子化

証券会社等が投資者に有価証券の発行者に係る事業内容等の情報を提供する目論見書等につき、オンラインによる交付等を認める。(平成13年6月1日から平成14年6月1日までの間で政令で定める日から実施する。)

## 電子化後の開示関連事務の流れ



## 企業内容等の開示制度の電子化の適用時期

開示書類等	適用時期						
	H13/6	H14/6	H15/6	H16/6	H17/6	H18/6	H19/6
○有価証券報告書 ○半期報告書 ○臨時報告書 ○秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの)	書面による提出	任意			原則適用		
○有価証券届出書 ○発行登録書 ○発行登録追補書類 ○秘密事項の非縦覧申請 (上記書類のもの) ○発行登録取下届出書 ○自己株券買付状況報告書 ○公開買付届出書 ○意見表明報告書 ○公開買付報告書 ○公開買付撤回届出書	書面による提出	(政令で定める日)	任意		原則適用		
●有価証券通知書 ●発行登録通知書 ●別途買付禁止の特例を受けるための申出書	書面による提出	(政令で定める日)		任意			
●大量保有報告書 ●変更報告書 ●基準日の届出書	書面による提出	(政令で定める日)		任意			

(注) ○ : 原則適用対象書類 ● : 任意適用対象書類

「短期社債等の振替に関する法律」及び  
「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」の概要

1. 法律の必要性

(1) 緊急経済対策（平成 13 年 4 月 6 日 経済対策閣僚会議）において、証券決済システムの改善につき、「証券のペーパーレス化や決済期間の短縮等を図るため、社債、CP、国債等について振替制度を創設する等、所要の法整備を図る」とされている。

(2) CP のペーパーレス化は、早期実現を求める要望が強く緊急の課題。

(3) 証券取引のグローバル化の下で、証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムを、より安全で効率性の高いものに改革していくことが重要な課題。我が国証券市場の国際競争力を確保するために、可能なものから早急に対応していくことが必要。

2. 法律の概要

(1) 短期社債等の振替に関する法律

CP のペーパーレス化、新たな振替制度の創設

① CP についてペーパーレス化の法的根拠を確立。

CP は現在約束手形であるが、これを短期社債として位置づけることとする。その際現行 CP の商品性は維持することとし、このため、発行決議の特例、社債権者集会制度等の適用除外などの商法の特例措置を設ける。

（注）短期社債は、総額引受け、最低金額 1 億円以上、償還期間 1 年未満、無担保等の要件を全て満たす社債とする。

- ② ペーパーレスの振替制度において、券面の交付により権利移転を行う場合と同等の流通の保護を実現。
  - 1) 口座簿への振替の記録を権利移転の効力要件とする。  
→口座簿への信頼性を確保。
  - 2) 善意取得の制度により流通の保護を図る。
- ③ 振替機関は主務大臣の指定した株式会社とし、監督等に係る規定を整備。

(2) 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律

保管振替機関の株式会社化

- ① 統一的な証券決済機関を視野に入れ、保管振替機関を現行の公益法人形態から株式会社形態とする。
  - 短期社債の振替業の兼業を認め、より多様な有価証券を扱うことを可能とする。
  - 資金調達方法の多様化、競争可能性確保等による業務運営の効率化を図る。
- ② 保管振替機関は主務大臣の指定とし、監督等に係る規定を整備。

### 3. 今後の発展方向

我が国証券市場の国際競争力の維持・向上のため、今般の法整備をベースとして、統一的証券決済制度の完成に向けて証券決済システムの改善を更に進めることとする。

## 株価指数に連動する現物出資型上場投資信託（ETF）の導入について

株価指数に連動する現物出資型上場投資信託（ETF）については、先般の緊急経済対策において「市場活性化に貢献することが期待される ETF の制度整備を進める」とされ、当庁において検討を進めてきたところであるが、その導入については、下記により実施することとし、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の所要の政・府令等の改正を行うこととする。

当庁としては、ETF の導入により、投資家に対して利便性の高い株式投資の手段が提供され、わが国の証券市場の活性化に資することを期待している。

### 記

- |                |  |
|----------------|--|
| 1. 設定・交換の方法    | 設定時は、現物株式のポートフォリオにより受益証券を取得。交換時は、受益証券をもって現物株式のポートフォリオと交換（一部解約は予定されていない）。   |
| 2. 売買方法        | 証券取引所に上場され売買   |
| 3. 現物株式の内容     | 東証株価指数（TOPIX）、日経株価指数300、日経平均株価（日経225）及びS&P/TOPIX150に連動することを目的として運用されるものであって、その運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される上場株式 |
| 4. 課税上の取扱い     | 与党税制協議会『緊急経済対策に係る税制上の措置（平成13年4月20日）』において、株式並みの課税（現行の日経300株価指数連動型上場投資信託と同様の取扱い）の対象とする等所要の整備を行うこととされたところ。                |
| 5. 改正政・府令の施行時期 | パブリックコメント等の手続きを経た上で、6月上旬を目途に施行予定   |

以上

問い合わせ先  
総務企画局市場課 木股、川村  
3506-6000（内3611、3622）

与党証券市場等活性化対策プロジェクトチーム 平成13年2月9日  
証券市場等活性化対策中間報告

(別紙)

金庫株解禁に係る不公正取引の防止措置

商法を改正し、金庫株を解禁するにあたっては、我が国株式市場の公正性・健全性が損なわれることのないよう、金庫株に関するインサイダー取引や相場操縦といった不公正取引を厳に排除することが不可欠である。このため、これらの不公正取引に関連する証券取引規制について、次のような万全の措置を講じることとする。

1. インサイダー取引規制関係

まず、インサイダー取引規制については、証券取引法第166条を改正し、金庫株の取得や売却の決定をインサイダー取引規制の「重要事実」に追加することで、この決定が公表された後でなければ、会社自身あるいは会社関係者等がその会社の株式の売買を行えないように措置することとする。

2. 相場操縦禁止規定関係

次いで相場操縦の禁止については、米国で整備されているセーフ・ハーバー・ルールの考え方や内容等を参考にして、自己株式取得に対する証券取引法第159条の相場操縦禁止規定の適用に関するルールを整備することとする。

3. ディスクロージャー関係

さらに、不公正な取引の防止等の観点から、ディスクロージャーを適切に行わせることが必要であり、金庫株の取得・処分状況に関するディスクロージャー制度について、証券取引法第24条の6の規定に基づく現行の自己株式の取得・処分状況に係るディスクロージャー制度（3ヶ月ごとの自己株券買付状況報告書の提出）等を踏まえて、その充実を図ることとする。

※ 1～3については、プロジェクト・チーム内にワーキング・チームを設置し、罰則も含め引き続き検討することとし、金庫株の解禁に関する与党の法案とともに法案をまとめることとする。

#### 4. 証券取引等監視委員会関係

また、これらの規制が実効あるものとなるためには、執行段階における対応が重要であるが、これらの規制の遵守を徹底させるとの観点から、金庫株の解禁に対応して、証券取引等監視委員会の体制強化等を行うこととする。